

## 当施設における介護職員処遇改善加算等の支給につきまして

### ① 処遇改善加算

- ・常勤介護職員には「処遇改善手当」として月額 30,000 円を支給。非常勤介護職員にはその労働時間に応じて相当額を支給。
- ・国家資格を有する常勤介護職員に支給している「資格手当」を 10,000 円増額。実務者研修修了者にも新たに「資格手当」10,000 円を支給。
- ・非常勤介護職員の時給を平均 30 円アップ。

### ② 特定処遇改善加算

経験・技能のある介護職員（国家資格を有する役職者）、それ以外の半年以上在籍する常勤介護職員、その他の職種で半年以上在籍する事務系職員に、3：2：1の割合で「特定処遇改善手当」として支給する。

### ③ ベースアップ等支援加算

- ・常勤の介護職員・看護職員・事務系職員に毎月「補助金手当」を支給する。
- ・当施設では看護職員も介護業務を担っており、他の加算では対象外であることも考慮し、看護職員に多く支給する。